

善通寺市図書館システム構築業務 仕様書

令和3年2月

善通寺市教育委員会

1. 業務の目的と方針

(1) 目的

本業務は、新型コロナウイルス感染防止策として、利用者にてセルフ貸出が可能な「セルフコーナー」を設け、混雑の緩和、接触機会の削減を図り、利用者が安心して利用できる環境づくりを目的とする。

また、市民の方への図書館サービスの一層の充実を図るべく、日々進展しつつある情報技術革新の成果等を積極的に取り組み、利用者への利便性の向上や情報提供の拡大を図ることも目的としたい。

以上により、本業務では図書館システムの貸し出し機器更新に加え、接触機会の削減を図る仕組みを導入し、市民の読書活動を支援する新たなサービスを実施する。

(2) 基本方針

現在本市で考えている次の基本方針に則して、提案事業者の考える最適な提案を行うこと。

- ① 新型コロナウイルス感染症に対する図書館での対策において、感染のリスクをコントロールしながら、「安心」「安全」な環境で利用者に本を楽しんでいただくための利用者サービスの拡充が不可欠であること。
- ② 職員・スタッフの業務負荷を低減し、従来の図書館業務の効率化を目指すこと。
- ③ 使いやすいシステムにより利用者サービスの向上を目指すこと。
- ④ 予約リクエスト業務の効率化を目指すこと。
- ⑤ 高度なセキュリティ対策による個人情報保護の考慮をすること。
- ⑥ 操作・運用教育、法制度改正への対応、緊急時のサポート、業務におけるイベントの運用支援や通常業務におけるQ & A支援などについて、ハードウェア保守、ソフトウェア保守、人的サポート体制など、あらゆる面において安定した運用ができるよう配慮されていること。
- ⑦ 図書館システムのサーバはデータセンターに設置することとし、将来の市また図書館からの様々な要望に対し的確柔軟に対応できる提案とすること。
- ⑧ 図書館システム上で市民に提供している独自機能をより発展・高度化させること。本市図書館施策を最大限に生かす提案を求める。

2. 基本事項

この業務委託を行うにあたっては、次の法令等を遵守すること。

- (1) 善通寺市個人情報保護条例（平成 17 年善通寺市条例第 5 号）
- (2) 善通寺市立図書館条例（平成 19 年善通寺市条例第 42 号）

3. 調達内容

図書館システム一式（ハードウェア、ソフトウェア、システム構築、データ移行、搬入、据付、配線、各種調整等を含む）。

(1) システム一式の導入及び設置業務

- ① 稼動に必要なハードウェア及びソフトウェアを含むこと。別紙「(資料 2-1)現図書館機器配置図」、「(資料 2-3)図書館システム個別業務仕様書」、「(資料 2-4)システム機器仕様書」を参照すること。
- ② 既存システムから新システムへのデータ移行作業を含むこと。
- ③ 関連するシステム導入／設置作業及びLAN配線に係る作業を含むこと。
- ④ インターネット回線については、図書館事務室内の既設回線を使用するため、調達対象外とする。
- ⑤ 機器全般に必要な電源については、調達対象外とする。
※ハンディターミナル及び関連機器については保守対象外とする。故障時、都度有償にて修理等の対応を行うものとする。

4. 基本要件事項

- (1) システム要件については、別紙「(資料 2-3)図書館システム個別業務仕様書」を参照のこと。
- (2) セキュリティに関しては、ファイアウォール等によるネットワークの通信制御、ウイルス対策ソフトの導入及びセキュリティパッチの適用といった端末に対する対策等、リスク対策を万全に行った環境を構築した上でシステムを提供すること。
- (3) システムの操作等に関し、運用における支援態勢が万全に取られていること。(問い合わせ専用のサポート窓口及び担当システムエンジニアで支援が取れること。)
- (4) 新システムへのデータ移行は、必要に応じて本市及び現行システムベンダー（扶桑電通株式会社）と三者協議を行うこととし、スムーズな連携調整を行うこと。
- (5) 本業務に関する取りまとめは、業務に精通した受託者の社員が行うこと。
- (6) 業務遂行にあたっては、図書館業務に支障をきたさないよう配慮するとともに、本市の作業負担を最大限軽減すること。
- (7) 令和3年9月1日の本稼動を前提に最適なスケジュールを提案すること。

5. 適用業務

- (1) 図書館奉仕系業務全般
 - ・窓口業務の迅速化・正確化
 - ・資料検索業務の迅速化・高精度化
 - ・各種登録業務の簡便化・正確化・整合化
 - ・各種統計・リスト作成の簡便化
- (2) 図書館ホームページからの情報発信(資料検索・予約含む)
- (3) スマートフォンによる資料検索・予約機能
- (4) インターネット（パソコン・スマートフォンなど）での蔵書検索と図書館からの情報発信
- (5) メール機能を利用した予約割当連絡通知、督促通知機能、新着案内サービス
- (6) その他図書館業務の簡便化・正確化

6. 対象施設及びデータ数

(1) 対象施設

善通寺市立図書館（〒765-0013 香川県善通寺市文京町三丁目 3-1）

(2) 施設データ

	現在(令和元年度)	5年後(見込み)
利用者登録数	30,623人	40,000人
年間貸出冊数	142,010冊	303,000冊
蔵書(図書)	93,840冊	126,000冊
(AV)	618冊	750冊
(雑誌)	2,286冊	3,800冊
年間予約件数	3,039件	13,000件
登録書誌データ	88,055件	119,000件

7. 導入時期

本稼動（サービス開始）は令和3年9月1日とする。令和3年8月21日～8月30日までの休館期間で、テスト運用及び操作説明等この期間内に完了させること。

8. サービス基本要件

参加者が提案する図書館システムについて、平成27年4月1日以降に蔵書数20万以上の公共図書館への導入実績を有するとともに、当該システムの安定稼働の実績を有すること。

(1) 現行システムのデータ等の移行

- ① データ移行対象としては、蔵書データ、書誌データ、利用者情報、貸出情報、予約情報、発注情報、統計データを移行すること。
- ② データ移行で必要となる現行システムのデータ抽出作業については、本市の費用負担による実施を予定しており、システム移行作業用として2回、本稼働前の本番用データとして1回のデータ抽出を予定している。
- ③ 前項②の作業により抽出したデータを、受託業者の責任において確実に移行すること。なお、作業の一部を再委託する場合は、書面により必ず市の承諾を得ること。
- ④ 新システム稼働後、移行データに何らかの不具合が判明した場合、受託者は責任を持ってそれを修正すること。
- ⑤ データ移行については市と協議し、可能な限りデータクリーニングを実施すること。
- ⑥ データ移行要求条件

個人情報の保全及び保護に関する遵守事項

ア. 個人情報の機密保持

受託者は、本業務に関連して直接又は間接に知り得た一切の内容を、契約期間のみならずその終了後も第三者に漏えいしてはならない。

イ. 再委託の禁止又は制限

個人情報の漏えい防止のため、受託者は本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を本市に届出て、本市の承認を得なければならない。また、再委託を受けた者に対してもこの仕様書を厳守させなければならない。

ウ. 個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止

受託者は、本業務に係る個人情報を本業務以外の用途に使用してはならない。また、受託者は、本業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

エ. 個人情報の複写及び複製の禁止

受託者は、本業務に係る個人情報を本市の許可なく複写し、又は複製してはならない。本市の許可を受けて複写したときは、本業務の終了後、本市の指示を受けた後、直ちに複写した個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

オ. 事故発生時における報告義務

受託者は、事故が生じたときは、直ちに本市に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面により本市に報告し、本市の指示に従いその解決に努めなければならない。

(2) 図書館情報サービスの管理・運用

- ① 図書館情報サービスは「利用者サービス業務」「管理業務」など図書館の業務全体を処理できるトータルシステムであり、データセンターに基盤を据えたシステムを提案すること。サービス機能詳細は、別紙「(資料 2-3) 図書館システム個別業務仕様書」を参照すること。標準機能で機能仕様を満たせない場合、カスタマイズにて提供可能な場合は、その内容を別紙「(資料 2-3) 図書館システム個別業務仕様書」に詳細を記載し、カスタマイズに係る費用は本見積りに含むこと。
- ② 図書館システム機器及びネットワーク関連にて、障害発生時に業務停止した場合、すみやかにローカル端末やハンディターミナルにて単独（オフライン）で貸出、返却等の業務継続が行え、復旧後にそれらのデータが支障なく反映できること。
- ③ 図書館システムは、下記条件にて稼働すること。
 - ・クライアントの OS は Windows 10 で運用可能なこと。
- ④ データセンターで利用している図書館システムサーバ機器等の更新費用が発生しないこととし、利用料のみで継続利用できること。

(3) サービスセキュリティ対策

個人情報の保護および利用者が安心して図書館を利用できるよう、次の事項を確実に実施すること。

- ① 図書館システムの中で個人情報を保護するための制約を設けること。
 - ・貸出／返却等に必要個人情報は、最低限の情報とする。
 - ・個人の貸出記録は、返却と同時に消去させる。
 - ・利用者用開放端末(OPAC)には利用者の個人情報を表示しない。
- ② 外部ネットワークを利用した情報交換において、情報を盗聴／改ざん／誤った経路での通信／破壊等から保護するため、情報交換の実施基準・手順を備えること。
- ③ インターネットからアクセスされるサーバには、利用者氏名／住所／電話番号／性別／電子メー

メールアドレスなどの利用者個人情報は一切保持しないこと。

- ④ IDとパスワードにより利用認証を行うこと(利用権限の付与)。
- ⑤ 第三者がサーバに成りすます(フィッシング等)のを防止するため、サーバ証明書の取得等の対策を行うこと。
- ⑥ 図書館内端末でのウィルス対策等が装備されていること。
- ⑦ 職員毎に業務機能制限が行えること。
- ⑧ 個人情報に関するアクセスログは記録し追跡可能なこと。

(4) サービス監視

- ① 10分毎にハードウェアの死活監視を行うこと。
- ② 障害時は通知と報告を行うこと。
- ③ 利用状況について記録を保存すること。

(5) データセンター (後項「1.2 運用・保守業務について」も参考のこと)

- ① 運用コストを最小限に抑えるため、図書館システムに関連するサーバは館内に設置せず、クラウド環境にて構築すること。なお、パブリッククラウド、プライベートクラウドの種別は問わないものとする。但し、端末のセキュリティ対策を目的として導入するサーバはこの限りでは無い。
- ② IaaS型でシステムを構築・提供する場合は、適切にサーバ機器類、サーバラック、サーバOS、ミドルウェアなどのソフトウェア等を調達し、その他に必要なものがあれば構成に含めること。なお、調達したサーバ機器類等については、メーカーの保守期限満了後は、速やかに機器更新を行うこと。
- ③ プライベートクラウドでの提供を含む場合、機器類等の経年劣化による提供レベルの低下を防ぐため、5年ごとに機器類等を更新する前提で運用保守に必要な後年経費を提案すること。
- ④ 今年度のシステム構築・運用・保守および、来年度以降のクラウドサービス利用料として、運用保守に必要な後年経費を提案すること。

(6) ネットワーク設定

- ① 設置機器のネットワーク設定は、レスポンス/セキュリティ対策等、十分な知識と経験を有して設定すること。
- ② 設置機器の調整と運用に至る全ての設定を行うこと。
- ③ インターネット回線については、図書館事務室内の既設回線を使用する。なお、既設回線については本市総務課が管理している為、作業に当たっては、事前に協議を行うこと。
- ④ 全体的な構成図及び必要な機器は、別紙「(資料 2-5) 図書館システム構成イメージ」を参照すること。
- ⑤ 図書館独自のドメインを新たに取得すること。また取得した独自ドメインによるメールアドレスを使用してシステムから利用者宛にメールの送信ができること。ドメインやメールアドレスの取得・維持管理にかかる費用は見積に含むこと。

(7) バックアップ対策

- ① 端末機器は日常的な保守・管理に専任の職員を必要としない機器であること。

- ② 端末機器のメンテナンスについては日常的に敏速に応じられる体制があること。
- ③ データセンターの停電・機器トラブル時における復旧体制を整え、バックアップ対策およびデータの損失・破壊の予防策を行うこと。

(8) 図書館サービス運用の支援体制について

- ① サポート体制は、今回提案のパッケージシステム開発元企業と受託者で体制を構築すること。
- ② 休日・夜間なども含め異常発生時の早期復旧体制を整えること。
- ③ 上記①②を踏まえた、各担当者の緊急連絡先を含むサポート体制図を提出すること。
- ④ 図書館サービス利用に必要なマニュアルを整えること。

(9) 研修について

図書館業務を行う職員を対象とした集合研修を行うこと。また、新システム稼動開始から3日間程度、図書館に常駐し、操作方法等の補助を行うこと。

(10) 機器構成

端末機器構成及び台数は下記のとおりとする。機器については、5年間の使用を前提とした機種を選択すること。また、機器については国内メーカーを選択すること。

なお、機器選定における詳細仕様・数量・設置場所においては、別紙「(資料 2-4)システム機器仕様書」を参照すること。

【事務所】

機器種別	数量
業務端末	5台
業務用プリンタ	1台

【事務所以外】

機器種別	数量
業務端末(カウンター設置)	2台
サーマルプリンタ	3台
O P A C 端末	1台
インターネット端末	1台
ハンディターミナル	9台

(11) 端末機器の設置

- ① 全ての機器を指定する設置場所に設置し、周辺機器等の接続を行うこと。
- ② 館内のネットワーク配線を行うこと。
- ③ 設置に関して必要な機器（電源タップやハブなど）は準備すること。

(12) 本業務における作業について

本業務における詳細な日程調整等については、別途協議すること。

① 導入スケジュール

ア. システム導入作業等は移行が完了するまで、日常の図書館業務に支障をきたさないような体制と方法で行うこと。

イ. システム導入等が図書館業務に影響を与えざるを得ない場合は、必ず事前に発注者である善通寺市立図書館との調整を行うこと。

② 図書館コンピュータの導入作業について

導入にあたり、以下に定める導入作業をシステムエンジニア若しくは専門技術者にて稼働までに実施すること。

ア. ハードウェアの据付調整作業

イ. ハードウェアへの各種ソフトウェアのインストール作業

ウ. ハードウェアへの各種データの取り込み作業

エ. 各種設定調整作業（システム環境の作成及びネットワーク環境の整備等）

オ. 稼働テストの実施（ネットワーク接続テスト及び稼働テスト等）

カ. システム操作及び運用などに関し、業務担当職員への指導及び研修

(13) その他

① 納入物品の梱包材については、契約業者が納入後速やかに引き取ること。

② この仕様書に含まれない作業等が発生する場合には当館と協議すること。

③ 本仕様書については適切に管理すると共に、これにより知り得た情報については、第三者に開示してはならない。

9 成果物について

業務完了時に以下に示す資料を提出すること。

(1) 図書館システム設定書

(2) 機器設定書

(3) 移行検収報告書（新旧データチェック、データクリーニング含む）

(4) 職員・司書向け操作マニュアル

(5) 利用者向け操作マニュアル

(6) 電子データ（上記資料を電子媒体に格納し提出すること。）

(7) その他、本市が必要と認めるもの。

10 見積条件

本仕様書に記載されているすべての仕様を満たすための費用を見積もること。

なお、本仕様書に記載している仕様は、機能レベルで記載しており、細部に渡って本市が要望する仕様をすべて記載できていないことを十分に認識し、仕様の協議の際に若干の変更（帳票レイアウトの変更など）が生じることを考慮すること。

1 1 契約満了時の業務引継

提案システムの保守運用期間終了後、本市及び新たな提案事業者に対し、業務の円滑な引継ぎ作業を行うこと。また、提案システムの契約終了に伴うハードウェア等の撤去は、提案事業者が実施すること。

業務引継ぎに必要なデータ抽出作業に係る条件、費用についてはプロポーザル審査の対象となる為、提案書に必ず記載すること。なお、業務引継ぎに係る具体的な内容については、本市と提案事業者が協議の上決定する。

1 2 運用・保守業務について

本システムについては、本市が導入を行うものであるが、図書館運営業務を指定管理業者である丸善雄松堂・TRC 共同事業体へ業務委託を行っている為、システム利用料並びにハードウェア及びソフトウェアの保守については、本市と指定管理業者及び落札業者の三者契約となる。次の要件に従い導入後 5 年間分の保守費用を見積り、提案書に記載すること。

- (1) クラウド型サービスの利用料含むシステム保守料金
- (2) ハードウェア・ソフトウェア保守料金

本業務において導入したシステムの稼働日以降に発生するハードウェア及びソフトウェア類の障害や問題発生時には、迅速に問題の切り分けを行い短時間に問題解決すること。

また障害発生時だけでなく、導入時操作研修／導入後操作研修／担当者変更後の操作研修／操作等問い合わせの総合的なサポートを受けることができること。

- ① 新しく導入するシステムについて、本稼働（サービス開始）日から、5 年間の保守サポート対応をすること。
- ② 対応窓口を一本化し、窓口を設けること。
- ③ ハードウェア保守に関しては、休館日および年末年始（12/29～1/3）を除き、9 時～18 時当日対応のオンサイト保守とする。対象機器については、別紙 2「機器仕様書」を確認すること。障害発生時は保守サービス員が実機システムを確認し、障害発生原因の調査・特定・対応を実施すること。導入後に本稼働として運用を開始するまでは、保守費用を無償とすること。
- ④ システム保守に関しては、休館日および年末年始（12/29～1/3）を除き 9 時～18 時までの対応が可能であること。
- ⑤ システム障害時、連絡窓口の明確化など緊急時の対応が可能な体制を構築することとし、障害発生からの初動対応は概ね 2 時間以内とする。
- ⑥ 遠隔保守を導入する場合は、セキュリティに配慮した構成及び接続とすること。導入した場合に起きたトラブルについて本市は一切の責任を負わない。
- ⑦ 図書館システム保守サポート内容
 - ア. 業務全般の操作・運用指導
 - イ. 業務全般の Q&A 対応

- ウ. 蔵書点検の支援
- エ. 運用トラブルによる復旧支援
- オ. パッケージのレベルアップやビルドアップがある場合は、追加機能の説明や追加機能利用にむけた運用支援・操作指導を行うこと。また、それらの適用作業については、サポート費用に含めることとする。

1.3 善通寺市立新図書館（仮称）移転業務

(1) 善通寺市立新図書館（仮称）について

本稼働後の令和4年中に現在建設中の新図書館（仮称）への移転を予定しており、移転に係る作業については、本事業の落札業者と別途随意契約を予定している。別紙「(資料 2-2)新図書館機器配置図」及び「(資料 2-4)システム機器仕様書」を参考に移転に係る費用を提案書に記載すること。

なお、インターネット回線については、本事業同様本市で準備するが、配線については EPS までとし、EPS からフロア内への配線については、移転作業に含むものとする。また本事業において管理用にサーバ機器を提案する場合は、移転後、善通寺市役所新庁舎内サーバールームに設置する為、ラックマウントタイプとし、移設に係る費用を含めること。

また、本市ネットワーク環境から独立した別回線となるため、必要に応じて図書館専用のドメイン環境を構築すること。ワークグループ環境でも問題は無いが、利用する職員にとって煩雑な運用にならないよう留意すること。

移転にあたり増設する機器は以下の通りである。

機器種別	数量
インターネット端末	6 台

(2) 読書活動の支援強化につながるサービスについて

今回導入するシステムを活かし、子供向けサービスの充実、来館者増加を目的とした読書推進の強化を図りたい。それらを実現するため、下記サービスの導入及び機器増設を行う。

別紙「(資料 2-2)新図書館機器配置図」及び「(資料 2-4)システム機器仕様書」を参考に必要な機器及び構築費用を見積ること。

- ① 来館者が読書記録を通帳様式に印字できるサービス
 - ・読書記録帳機は 1 台導入する。
 - ・読書記録帳機は、OPAC 端末に直接接続し、机上に設置して運用する。図書システムの業務画面から直接記録帳への印刷ができること。
 - ・本を貸出後、利用者が即座に読書記録帳へ印字できるようにすること。
 - ・記録帳のデザイン費用については、本見積費用に含めること。
- ② WebOPAC をリニューアルし、本の検索結果への表紙画面表示や本を検索時に利用者をサポートするサービスを導入すること。

善通寺市図書館システム構築業務 仕様書

機器種別	数量
OPAC端末	3台
読書記録帳機	1台

(3) 非接触サービスの強化について

移転に伴いシステムと連動出来る、自動貸出機、セキュリティゲート等を設置し、来館者の更なる利便性を図りたい。それらを実現するため、別紙「(資料 2-2)新図書館機器配置図」及び「(資料 2-4)システム機器仕様書」を参考に必要な機器及び構築費用を見積ること。

機器種別	数量
自動貸出機	3式
サーマルプリンタ	8台
ゲート監視用端末(ノート)	4台
透明1通路ゲート装置	3台
透明2通路ゲート装置	1台
無線一体型ハンディターミナル	2台

1.4 移転後の運用・保守業務について

移転後に増設した機器に関して導入後5年間分の保守費用を見積り、提案書に記載すること。
 保守の考え方については、前項「1.2 運用・保守業務について」を参考のこと。